

全国統一要求（抜粋）

- 1. 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現
- 2. 碎石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に
- 3. 過積載復活させるな



発行所  
全日本建設交運一般労働組合  
東京都新宿区百人町 4-7-2  
電話 03(3360)8021  
毎月25日発行  
1部 50円



組合員が多数参加し、東北ダンプキャラバン行動を取り組みました。（7月10日福島県庁）



群馬キャラバンでは、県庁建設部門・出先機関から17名が出席しました。（7月21日群馬県庁）



徳島ダンプの組合員が単価の実態を伝え、元請指導を訴えました。（7月20日四国地方整備局）

# 第30回全国キャラバン 各発注当局へ要請行動

## 各地の特徴

# 交渉に参加した仲間が 組合運動に確信を持つ

## 東北ダンプ

全国ダンプ部会は、今年も第30回目の全国ダンプキャラバン行動に各地で取り組みました。コロナ対策が緩和され、通常時の行動が展開されています。各地の取り組みを紹介します。

「東北ダンプ支部」は、例年どおりに福島から青森まで東北6県で取り組みました。「関東・群馬」

「四国・徳島ダンプ支部」は、四国地方整備局にて、組合員が現場で支払われている単価状況を伝え、元請への指導を強く求めました。

最後に、昨年同様に国交省の文書を参考に「契約の適正な履行の徹底について」の発出を各出先機関に行うよう要請し、その後7月25日付で実行されました。

昨年10月東北ダンプ支部となり初めてのダンプキャラバン行動に取り組みました。東北はキャラバン隊として、1週間かけて東北6県の出先事務所や整備局・自治体・県警などを要請しました。

宮城県：宮城県警・東北地方整備局・仙台河川国道事務所・宮城南

群馬ダンプ支部は7月21日に、昨年引き続き県土整備部関連の出先機関である県内12カ

組合員が未加入の仲間へ組合加入を呼び掛けています。

参加者は、現場の組合員3名、県本部、支部専従の6名が参加しました。整備局では単価問題で4月から月4〜5日間しか仕事をしていない組合員が感情的になり「積算された6万円の単価はもらっていない、3万5千円だけ。軽油代を引けば残らない、どうやって食うていけていうん」などと組合員3人が現場の意見をぶつけ、改善を求めました。

ナンバー問題では、香川運輸支局が「過積載懇談会でダンプの労働者性について話をした」と回答。徳島運輸支局でも労働者性について過積載で話そう要請しました。参加者から「徳島県警の対応が良かった。組合に質問したり、ノートを取ったりと真剣な対応だった。白ナンバーの見解は完全一致ではないが、いろいろな考えがあると理解もあった」との感想でした。

**組合員が実態を伝え、単価の改善を求める**  
徳島ダンプ

組合側は多胡委員長はじめ代表7名が出席しました。県庁側は建設企画課次長をはじめ各機関の次長級など総勢17名が出席しました。

組合側からは全国ダンプ部会森谷顧問が、建交労が公共工事等において優先使用団体に認定された経緯について、資料に基づき詳しく説明を行



# ダンプの要求実現へ 発注当局へ指導迫る

## 全国ダンプ

# 使用促進、過積載根絶 単価改善の指導徹底を

「今年3月1日、県内で初めて、砕石会社（荷主）に対する再発防止命令を発令しました。」

（栃木県警）

「7月25日付で仕様書（使用促進措置）について徹底するよう、県内の各事務所へ文書通知しました。」

（群馬県）

「片道6kmの場合、静岡県  
の直接工事費は5万7千円  
となっており、組合試算の額  
と大差はない。また、原価を  
下回る契約でないかどうかを  
確認していく。」

「建交労は熱心に交通安全  
に取り組んでいる団体である  
と認識している。今まで同様  
に指導徹底をする。」

（静岡県）

「建交労は熱心に交通安全  
運動を取り組んでいる団体と  
認識しており、今まで同様に  
指導徹底していく。」

（愛知県）

「組合の単価試算はおおむ  
ね正しい。ことある度に指導  
をしていきたい。」

（中国地整）

「します。」

（徳島県河川事務所）

「建設業法19条3項で、『不  
当に低い代金で契約をしては  
ならない』と規定されている  
ので、受注者へ適切な契約を  
締結するよう指導します」

（大阪府）

### 建設発生土対策の強化 労災加入、建退共通用

「公共・民間工事を問わず、  
建設発生土を搬出する場合は  
受領書（搬出先）で確認する。  
再搬出する場合は最終搬出先  
まで追跡することが新たに求

められるようになった。」  
「一人親方労災保険、建退  
共はともに元下関係要綱で加  
入等を指導している」

（福島県）

「建設発生土は来年6月以  
降に元請が最終処分場まで確  
認するよう、資源有効利用促  
進法の省令が改正される。」

（北陸地整）

「現在は基礎調査を実施し、  
令和7年5月に区域指定する。  
指定は市町の意見を聴取し、  
盛土規制条例を改正する計画」

（静岡県）

「共通仕様書を通じて、掛  
金充当検査表の提出を求め、  
建退共通証紙貼付を指導する。」

（岐阜県）

「令和3年7月から工事完  
成時に建退共の証紙貼付検査  
（受け払い簿点検）を行い確  
認している。」

（三重県）



栃木キャラバンでは、残土処分場の設置や単価改善を求めました。（7月19日栃木県庁）



東海キャラバンでは、ダンプ単価の改善、建設発生土対策の強化を求めました。（7月27日静岡県庁）



近畿キャラバンでは、大阪市に対して使用促進措置の目的・意義を伝えました。（7月28日大阪府）



広島キャラバンでは、単価改善、建設発生土対策の強化を求めました。（7月24日中国地整）



九州キャラバンでは、単価改善、使用促進措置の徹底を求めました。（8月7日九州地整）